

静岡市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 静岡ひのき・杉の家推進事業 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で木造住宅を新築・建替又は増改築する方 ・ 構造材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされること。 ・ 主要構造材に「市産材」を60%以上使用することなど ・ 内装材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材・加工されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされることなど
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒノキ又はスギの柱・土台及び内装材を提供 ・ 構造材提供の場合、1棟当たり上限100本で、金額換算：新築・建替え30万円以内、増改築10万円以内 ・ 内装材提供の場合、金額換算：新築・建替え・増改築10万円以内
申込窓口	オクシズ材活用協議会 TEL 054-271-7288
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8807

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 静岡市空き家改修事業補助金交付制度

利用の条件	静岡市空き家情報バンクに登録し、公開された延べ床面積55㎡以上の空き家を自らが居住する住宅とするために購入した方のうち、その住宅を改修し、10年以上居住しようとする方。（その他詳細の条件があります。詳しくはお問い合わせください。）
補助額等	改修に係る費用の1/3（限度額100万円）
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

◎ 中山間地域移住者用住宅改修事業補助金制度

利用の条件	市内中山間地に物件を所有し、静岡市中山間地域空き家情報バンクを利用して所有物件を賃貸しようとする方、または、市空き家情報バンクを利用して、空き家を賃貸契約もしくは売買契約し、市内中山間地に移住される方。（補助の対象となる中山間地域には制限があります）
補助額等	【旧安倍6村、両河内地区】 改修に係る費用の9/10（限度額100万円） 【上記以外の中山間地域】 改修に係る費用の1/2（限度額100万円）
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8805

◎ 中山間地域移住報奨金

利用の条件	空き家情報バンクを利用して市内中山間地域に移住し、6ヵ月以上居住している方。 ※1 報奨金の交付を受けた方には5項目の遵守事項が発生します。 ※2 補助の対象となる中山間地域には制限があります。
補助額等	構成員が1人である世帯 20万円 構成員が2人以上である世帯 40万円 中学生未満の子ども 20万円/1人（上限3人）
問合せ先	農林水産部 中山間地振興課 TEL 054-294-8805

◎ 新幹線通学費貸与事業

利用の条件	静岡市内の自宅から県外の大学等へ通学する30歳未満の学生に、正規の就学期間、新幹線通学定期代の一部を無利子で貸与します。貸与期間の2倍の期間以内に返還する義務がありますが、卒業後返還期間に相当する期間、本市に居住し、市民税の所得割を完納した場合、返還免除します。
補助額等	新幹線通学定期券(1か月当たり)の額の3分の1又は3万円のいずれか低い額
問合せ先	企画課 TEL 054-221-1240

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 雨水貯留浸透施設設置への助成制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留タンクを設置したり、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を市が助成します。 市内の一部で制度を利用できない地区があります。事前にお問い合わせください。
補助額等	設置費の2/3 (限度額は下記のとおり) <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透ます (A型・浸透管併用) 57,000円/基 雨水浸透ます (B型・浸透ます単体) 28,000円/基 雨水貯留タンク (200リットル以上) 30,000円 雨水貯留タンク (400リットル以上) 60,000円 不用浄化槽転用施設 100,000円/基
問合せ先	(葵・駿河区) 下水道部下水道維持課排水設備係 TEL 054-270-9235 (清水区) 下水道部下水道事務所排水設備係 TEL 054-354-2744

◎ 浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域 (一部の地域を除く。) において、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽を設置する方
補助額等	16万6千円～88万5千円 (人槽等により異なります)
問合せ先	廃棄物対策課 TEL 054-221-1264

◎ 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道への切替工事に必要な資金について、市指定の取扱金融機関から無利子で融資を受けることができます。 下水処理区域内における建物の所有者又は占有者 (住宅の新築及び法人は除く) 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金の滞納がない方 連帯保証人が必要 (取引金融機関に御相談ください)
融資限度額	工事費の範囲内で200万円まで (1万円単位)
融資利率等	無利子
返済期間	12、24、36、48、60か月 元金均等月賦償還
申込窓口	(葵・駿河区) 下水道部下水道維持課排水設備係 TEL 054-270-9235 (清水区) 下水道部下水道事務所排水設備係 TEL 054-354-2744
問合せ先	下水道部 下水道総務課 下水道接続推進係 TEL 054-270-9206

⑤ 子育て世代の方

◎ 特定優良賃貸住宅子育て支援事業（家賃減額補助金）

利用の条件	<p>静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する世帯のうち、下記条件をすべて満たす世帯が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象入居期間は最大6年間 ・ 新たに特定優良賃貸住宅に入居する世帯 ・ 小学校6年生までの子どもと同居する世帯 ・ 収入基準が市で定める範囲内であること
補助額等	<p>家賃と入居者負担額との差額を補助</p> <p>※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。</p> <p>※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。</p> <p>※ 管理期間終了に伴い、補助も終了します。</p>
問合せ先	<p>建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590</p>

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ			
補助額等				
問合せ先	葵区役所	高齢介護課	TEL	054-221-1180
	駿河区役所	高齢介護課	TEL	054-287-8679
	清水区役所	高齢介護課	TEL	054-354-2110
	健康福祉部	介護保険課	TEL	054-221-1374

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	<p>介護保険制度の非該当の方で、以下のいずれかに該当する方が対象</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障害（移動機能障害に限る）を有し、これらの障害を合算した身体障害者手帳の障害等級が3級以上の方 ② 視覚に障害を有し身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方 ③ 下肢、体幹又は視覚に障害を有する難病の方（別途医師の診断書が必要） <p>手すりの取付、床段差の解消、滑り止め及び移動の円滑化等のための床通路面材料の変更、引き戸等への扉の変更、洋式便器等への取替、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>
補助額等	<p>用具の購入費及び改修工事費（限度額20万円）</p>
問合せ先	<p>健康福祉部 障害者福祉課 TEL 054-221-1587</p>

◎ あんしん住まい助成制度（高齢者・身体障害者住宅改造費補助金）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に支障のある65歳以上の要介護認定を受けた高齢者や下肢、体幹を含む肢体不自由1、2級又は視覚障害1、2級の身体障害者手帳のある方が、住み慣れた住宅で安心して生活できるよう、日常生活に支障のある住宅の部分を改造する工事が対象（段差解消、手すり取り付け、便所（和式⇒洋式）、浴槽のまたぎの深さの軽減など） 所得制限あり（世帯の所得税額が39万7千円以下） 高齢者は介護保険の住宅改修制度の利用が優先（併用も可）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象改造費の5/10～10/10（限度額80万円）：高齢者 補助対象改造費の2/4～4/4（限度額100万円）：身体障害者 ※補助率は、世帯の所得税額により決定
申込窓口	静岡市社会福祉協議会 （葵・駿河区） TEL 054-255-7127 （清水区） TEL 054-371-0305
問合せ先	健康福祉部 高齢者福祉課 TEL 054-221-1086 健康福祉部 障害者福祉課 TEL 054-221-1587

◎ 家具等固定推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のみの世帯、重度障害者等のいる世帯が、家具等の固定を行う工事 事業者へ委託することにより施工し、建築士、建築大工技能士又は静岡県耐震診断補強相談士等が施工後の確認をすること。
補助額等	工事費用の2/3（限度額12,000円）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方は、下記の条件をすべて満たす世帯が対象 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上の方 入居時に自立した生活を営むことができる方 収入基準が市で定める範囲内であること
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。 ※ 管理期間終了に伴い、補助も終了します。
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職後2年以内及び65歳未満の方で、就労の能力及び就労の意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方であり、かつ、収入及び資産に関する要件を満たす方を対象に、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。 ・ 申請月の世帯収入合計額が、基準額（市民税均等割の非課税限度額の1/12）＋家賃額未満であることが必要です。 ・ 申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額の6か月分（ただし、100万円を超えない額）以下であること。 ・ 住居確保給付金を受給している間は、常用就職に向けた就職活動を行い、①月2回以上のハローワークでの職業相談、②月4回以上福祉事務所にて面接等の支援を受け、③原則週1回以上、求人先へ応募等行うこと、その他自立相談支援機関の作成するプランに基づき就労支援を受けることが必要です。 ・ 住居確保給付金は、家主に直接支払われます。 ・ 住居確保給付金の支給期間は、原則3か月。一定の条件を満たせば、最長9か月受給可能。
補助額等	世帯の人数によって家賃の上限額が変わります。詳細は問い合わせ先にお問い合わせください。
相談窓口	静岡市暮らし・しごと相談支援センター 葵区窓口 TEL 054-249-3210 駿河区窓口 TEL 054-286-9550 清水区窓口 TEL 054-371-0305
問合せ先	健康福祉部 福祉総務課 TEL 054-221-1370

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅
補助額等	事業に要する経費と基準額（※）を比較して、いずれか少ない額の2/3以内 ※基準額 ①わが家の専門家診断実施済の場合 144,000円 ②わが家の専門家診断未実施の場合 154,000円
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし耐震評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	限度額30万円（耐震評点が0.4未満の場合は45万円） ※高齢者のみの住宅、重度障害者等の住む住宅は50万円（耐震評点が0.4未満の場合は65万円） ※要件により30万円の上乗せあり
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ **ブロック塀等耐震化促進事業**

利用の条件	① 撤去事業 市内全域を対象に倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 ② 改善事業 避難路、避難地沿い等のブロック塀等を改善する工事
補助額等	① 撤去事業 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円) ※基準額 8,900円/m ② 改善事業 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額25万円) ※基準額 38,400円/m
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ **民間建築物吹付アスベスト対策事業**

利用の条件	除去等工事 吹付けアスベストが施工されている全ての建築物
補助額等	① 分析調査：建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に含有しているアスベストの有無の分析及び調査 ② 除去等：建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストを除去、封じ込め、または囲い込む措置をする事業
	① 分析調査：分析調査に要する経費(限度額：25万円/棟) ② 除去等：アスベスト除去等工事に要する経費(建築物を除却する場合にはアスベストの除去等に要する経費に限る)の1/3以内(上限：60万円/敷地)
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1267

◎ **非木造住宅耐震診断事業**

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造住宅の所有者等が行う耐震診断
補助額等	事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ **がけ地近接危険住宅移転事業**

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅 ④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅
補助額等	建物除去費補助 80.2万円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 59.7万円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 457万円(借入金利子に対する一部補助) 土地取得費補助 206万円(借入金利子に対する一部補助)
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

◎ 建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築物耐震診断事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物の所有者等が行う耐震診断 建築物補強計画策定事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物のうち、以下の条件を満たすものの所有者等が行う耐震補強計画 <ul style="list-style-type: none"> ①災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション ②原則として、階数が3階以上で延べ面積1,000㎡以上であり、倒壊した場合に周囲の市街地に及ぼす影響が大きいもの ③耐震診断によりIs値が0.6未満と判定された建築物を0.6以上とする補強計画を作成するもの 建築物耐震補強事業：昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物のうち、建築物補強計画策定事業の条件を満たす建築物において所有者等が行う耐震補強工事
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物耐震診断事業：当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内 建築物補強計画策定事業：当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（上限額4,110,000円） 建築物耐震補強事業：当該耐震補強工事に要する費用の23%と延べ床面積に50,300円/㎡（マンションの場合は、49,300円/㎡、免震工法等の特殊な工法による場合は、82,300円/㎡）を乗じた額の23%を比較していずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 耐震シェルター整備事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満であること。 高齢者のみが居住している木造住宅
補助額等	工事に要する経費の1/2以内（限度額12万5千円）
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1124

◎ 既成宅地防災施設設置費助成制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 人家裏山などが急傾斜地であり、崩壊により住居が倒壊する危険性があるもの 開発目的でないもの 保全人家4戸以下で県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならないもの
補助額等	一戸あたりかかる費用の1/2以内（限度額500万円）
問合せ先	土木部 建設政策課 TEL 054-221-1446

◎ 狭あい道路拡幅整備事業

利用の条件	<p>次のすべての条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地の接する道路が静岡市の管理する幅員1.8m以上の道かつ建築基準法第42条第2項の道路であること。 後退用地を市に寄付して頂くこと。
補助額等	<p>敷地の測量費と寄附地の舗装費は市が負担します。 補助額は撤去費の2/3（限度額は下記のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> フェンス・塀・門の撤去費 1,200～2,400円/m ブロック塀の撤去費 2,650～4,400円/m 樹木の撤去費 800～4,600円/本 生垣の撤去費 1,800円/m 擁壁の撤去費 3,700～8,400円/m <p>その他、新設（フェンス・塀等）の補助や隅切り奨励金等があります。</p>
問合せ先	建築部 建築指導課 TEL 054-221-1238

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

⑪ 賃貸住宅関係

◎ 特定優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）

利用の条件	静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する方の条件は、一定の所得範囲内の方など
補助額等	家賃と入居者負担額との差額を補助 ※ 補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差引いた入居者負担額を支払います。 ※ 補助額は、住宅、部屋、入居者の収入によって異なります。 ※ 管理期間終了に伴い、補助が終了している賃貸住宅もあります。
問合せ先	建築部 住宅政策課 TEL 054-221-1590

島田市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 島田市木材需要促進対策奨励金支給事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に登録した特定の建築業者により市内に住宅を新築する方 ・ 自己の居住用住宅として新築する方 ・ 居住面積50㎡以上の住宅で次の設備を全て有するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 居室 イ 専用の玄関 ウ 専用の台所 エ 浴室 オ 便所 ・ 木材総使用量に占める大井川流域産材使用量の割合が45%以上のもの ・ 住宅の主要構造部すべてに木材を使用するもの
補助額等	5,000円/㎡。(上限50万円)
問合せ先	農林課 TEL 0547-36-7165

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 島田市に住もう応援奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田市に5年以上定住するため県外から平成27年4月1日以後に市内に転入していること。 ・ 転入した日前1年間の居住地が県外であること。 ・ 平成27年4月1日から転入後1年を経過した日までに住宅の契約を締結していること。 ・ 新築の1戸建て又は分譲マンション（中古住宅及び賃貸住宅は対象外） ・ 居住部分の面積が50平方メートル以上（併用住宅の場合、建物の延べ床面積の4分の1以上であること。） ・ 居室、玄関、専用の台所、浴室、便所を備えていること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯あたり最高120万円 ・ 新築住宅の取得分30万円 ・ 市内に事業所を有する建築業者で建築又は購入する場合：30万円加算 ・ 中学生以下の子と同居する場合： <ul style="list-style-type: none"> 中学生以下の子が1人の場合40万円加算 中学生以下の子が2人の場合50万円加算 中学生以下の子が3人の場合60万円加算 ・ 通勤・通学に対する助成：2年間で最高40万円
問合せ先	地域づくり課 TEL 0547-36-7197

◎ 島田市空き家改修等事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島田市空き家バンクに登録されていること。 ・ 所有者と利用者が賃貸借契約を締結していること。 ・ 利用者が5年以上その住宅に住むこと。 ・ 所有者と利用者が生計を一にしていないこと又は三親等以内の親族でないこと。 ・ 島田市内に事業所のある事業者が施工すること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道、ガス、電気、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修、家財道具の搬出・廃棄、屋内、屋外の清掃に要する経費が対象 ・ 補助対象経費の1/2以内の額で上限30万円（中学生以下の子と同居する場合は50万円）
問合せ先	地域づくり課 TEL 0547-36-7197

◎ 島田市中古住宅購入奨励金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が中学生以下の子供を持つ父母であること。 ・ 父母の年間所得の合計額（控除後）が500万円以下であること。 ・ 利用者が5年以上その住宅に住むこと。 ・ 所有者と利用者が三親等以内の親族でないこと。 ・ 利用者が市内の自己所有の住宅に居住していないこと。 ・ 新耐震基準を満たしている又は購入に併せて耐震補強工事を行う住宅であること。 ・ 災害危険区域等に建てられた住宅でないこと。 ・ 購入費について、市内に本店、支店等がある金融機関から5年以上融資を受けること ・ 改修工事について、市内に事業所のある事業者が施工すること。 ・ 島田市不動産バンクに登録されていること。 						
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅取得のために金融機関から融資を受けた額の2分の1の額で上限100万円（現金） ・ 住宅取得に伴う改修工事のために金融機関から融資を受けた額の2分の1の額で上限50万円（金券） ・ 中学生以下の子供の人数 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人の場合</td> <td>30万円（金券）</td> </tr> <tr> <td>2人の場合</td> <td>40万円（金券）</td> </tr> <tr> <td>3人以上の場合</td> <td>50万円（金券）</td> </tr> </table> 	1人の場合	30万円（金券）	2人の場合	40万円（金券）	3人以上の場合	50万円（金券）
1人の場合	30万円（金券）						
2人の場合	40万円（金券）						
3人以上の場合	50万円（金券）						
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7193						

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 島田市住宅用太陽エネルギー利用設備設置事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用太陽エネルギー利用設備（住宅用太陽光発電設備・強制循環型太陽熱利用設備）を導入する住民に対し補助 ・ 設置前の申請が必要 ・ 県の住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金との併用は可能
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 1kW当たり1.5万円（上限6万円、千円未満の端数は切り捨て） ・ 強制循環型太陽熱利用設備 1基当たり40,000円 ・ 市内業者が設置工事を行う場合は、上記で算出された額に2万円を追加
問合せ先	環境課 TEL 0547-36-7145

◎ 島田市雨水浸透施設設置費補助金

利用の条件	都市計画区域内の住宅及び敷地面積1,000平方メートル未満の事務所、店舗等に降った雨水を当該建築物の敷地内で地中に浸透させる施設を設置する方
補助額等	下記の区分に応じ、設置する雨水浸透施設の基数に3万円を乗じた額を上限とする。 屋根面積 160㎡未満…2基まで 160㎡以上…4基まで
問合せ先	都市政策課 TEL 0547-36-7179

◎ 島田市合併処理浄化槽設置補助金

利用の条件	公共下水道事業認可区域を除く全市域のうち、延べ面積の1/2以上を住宅の用に供する建物に10人槽以下の浄化槽を設置する者
補助額等	※補助額等については、年度により変更する場合あり。 ・新設等 21万円 ・単独処理槽からの付替え 65万円（注） （注）既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付替える場合。ただし、建物の新設又は改築に伴う付替えを除く。
問合せ先	下水道課 TEL 0547-35-7719

◎ 島田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金交付事業

利用の条件	・公共下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者（法人は除く） ・供用開始日から、くみ取便所を改造する場合は3年以内、排水設備を改造する場合は6月以内に工事を完了できる方 ・市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方
融資限度額	・工事費の範囲内で100万円まで
利子補給率等	・借入利息のうち年1.0%を超える部分
返済期間	・48月以内
申込窓口	・市内金融機関
問合せ先	下水道課 TEL 0547-35-7718

◎ 島田市公共下水道接続工事費補助金

利用の条件	・公共下水道供用開始区域内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者若しくは居住者であって、次の要件を満たす合併処理浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行うもの ①処理対象人員が10人以下 ②島田市合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽でないこと。 ・下水道事業受益者負担金等の滞納がない方
補助額等	・工事費の範囲内で20万円まで
問合せ先	下水道課 TEL 0547-35-7718

◎ 島田市生け垣作り補助金

利用の条件	・市内の住宅用地又は事業用地の周囲の全部又は一部に設けるもの ・生け垣の延長が3m以上、外部からの眺望が1m以上、延長1m当りの本数が2本以上のもの
補助額等	・材料費、人工費のうち3万円までは全額、3万円を超えた分は1/2 ・限度額7万円、1戸につき1回限り
問合せ先	建設課 TEL 0547-36-7187

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	長寿介護課 TEL 0547-34-3287

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、お問合せください
問合せ先	福祉課 TEL 0547-36-7154

◎ 島田市家具転倒防止事業

利用の条件	市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・ 65歳以上のみの世帯（一人暮らし世帯を含む。） ・ 身体障害者手帳の交付を受けている障害者又は療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯
補助額等	1世帯につき1回、一つの家具を固定するに必要な金具の総数を1組とし、3組までを無料で取付け。
問合せ先	危機管理課 TEL 0547-36-7320

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉事務所 TEL 0547-36-7158

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7184

◎ 島田市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物
補助額等	・ 1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内（高齢者世帯等 [*] の場合は3/3以内） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・ 65歳以上の者のみで構成する世帯 ・ 身体障害者福祉法により、障害の程度が1級又は2級に該当するものとして身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯 ・ 介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 ・ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯 ・ 非住宅の診断は、1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内（限度額50万円）
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7184

◎ 島田市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る）
補助額等	60万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、80万円/戸以内） 定められた要件のPRを実施する場合は、60万円を75万円、80万円を95万円とする。 ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の者のみで構成する世帯 ・身体障害者福祉法により、障害の程度が1級又は2級に該当するものとして身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7184

◎ 島田市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	・地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等 ・道路に面する、高さ80cm以上のもの ・市が管理する公園に面する、高さ80cm以上のもの ・避難地、避難所に面する、高さ80cm以上のもの
補助額等	撤去工事費と基準額にブロック塀の延長をかけた額を比較して、いずれか少ない額の1/2（限度額10万円）
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7184

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③ 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 58万円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（ ” ” ） 土地取得費補助 206万円（ ” ” ）
問合せ先	建築住宅課 TEL 0547-36-7184

◎ 安全空間整備耐震シェルター設置事業

<p>利用の条件</p>	<p>耐震シェルターとは住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合であっても、居住者の命の安全を守る空間を確保できるものとして市長が別に定めるものを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・ 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること(一戸建て住宅(貸家(公営住宅を除く。))を含む。)に限る。) ・ 現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が2以下のものであること。 ・ また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。 ・ 耐震診断(わが家の専門家診断事業又は島田市既存建築物耐震性向上事業)の結果、評点が1.0未満であると判断された住宅であること。 ・ 耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・ 居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、耐震シェルターの設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・ この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて耐震シェルターが設置された住宅でないこと。 ・ 市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 ・ 上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。) ・ 住宅一戸につき耐震シェルター1台の設置のための経費に限る。 ・ 住宅の1階部分に設置するものとする。 ・ 安全空間創造防災ベッド等購入事業との併用はできない。 ・ 本制度の利用は、平成30年度末までとする。
<p>補助額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震シェルター本体及びその設置のための経費は25万円を限度とする。 ・ 設置のための床下工事その他の附帯工事に要する経費は5万円を限度とする。 ・ 上記補助額に1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
<p>問合せ先</p>	<p>危機管理課 TEL 0547-36-7320</p>

◎ 安全空間整備防災ベッド等購入事業

利用の条件	<p>防災ベッド等とは平成14年に静岡県が開発した防災ベッド又は防災ベッドフレームを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること(一戸建て住宅(貸家(公営住宅を除く。))を含む。)に限る。) ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が2以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。 ・耐震診断(わが家の専門家診断事業又は島田市既存建築物耐震性向上事業)の結果、評点が1.0未満であると判断された住宅であること。 ・耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、防災ベッド等の設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて防災ベッド等が設置された住宅でないこと。 ・市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。) ・住宅一戸につき防災ベッド等1台の購入のための経費に限る。 ・住宅の1階部分に設置するものとする。 ・安全空間創造耐震シェルター設置事業との併用はできない。 ・本制度の利用は、平成30年度末までとする。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ベッド等の購入及びその設置のための経費は25万円を限度とする。 ・上記補助額に1000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
問合せ先	危機管理課 TEL 0547-36-7320

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金(リフォーム)

利用の条件	<p>山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%(平成30年4月1日現在) (基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する)
返済期間	15年(据置期間7年)
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629

焼津市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 焼津市勤労者住宅建設資金融資制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自らが居住する住宅を新築（新たに建築された住宅でまだ人の居住に供しないものの購入を含む。）、増改築、購入、宅地購入する勤労者で市町村税の完納者の方 ・ 住宅の床面積40㎡～280㎡、宅地面積330㎡以下で5年以内に建築 ・ 貸付を受けなければ新築、増築、購入又は宅地購入が困難な方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の3つの要件をすべて満たす方…3,000万円以内（平成27年度～平成30年度特例） <ol style="list-style-type: none"> ① 融資申込日以前1年間に焼津市の住民基本台帳に登録されていないこと ② 住宅を新築または購入すること ③ ②の住宅の用に供する土地を同時に購入すること ・ 上記以外の方…1,200万円以内
融資利率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.65%（5年以内） ・ 0.75%（5年を超えるものの10年目まで、11年目以降は労働金庫所定の金利） <p>※年度途中で利率の見直しがあります</p>
返済期間	35年以内
申込窓口	労働金庫焼津支店 TEL 054-629-2345
問合せ先	経済産業部 商業・産業政策課 TEL 054-626-1175

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 若者世帯定住支援奨励金事業 <<Getやいづ230ワイド>>

奨励金の条件	<p>夫婦のいずれかが満40歳以下の世帯で以下のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市外から土地及び住宅を取得して転入する世帯 ・ 焼津市内在住で区画整理事業の一般保留地又は中心市街地活性化区域の土地を購入する世帯 <p>※その他条件については、焼津市のホームページをご覧ください</p>
奨励金	<ol style="list-style-type: none"> ① 市外の世帯が焼津市内で土地を購入し、住宅を新築または購入した場合 100万円 ② 購入した土地が土地区画整理事業の一般保留地の場合 保留地価格の1/10（上限100万円） ③ 購入した土地が中心市街地活性化区域内の場合 100万円 <ul style="list-style-type: none"> ・ ①～③のいずれかに該当する方で、中学生以下の子供と同居する場合 中学生以下の子供1人につき10万円（上限30万円）
申請期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日 （土地の売買契約は平成29年4月1日～平成31年3月31日）
問合せ先	都市政策部 住宅・公共建築課 TEL 054-626-2163

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 焼津市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する（又は居住を予定する）住宅に、合計出力3kW以上の発電システムを設置し、市税を完納している方 ・ 発電した電力を自らの住宅で使用し、余剰電力を申請者本人が電力会社と受給契約を締結して売電すること ・ 当該年度の補助金交付決定通知後に対象システムの工事を着工し、当該年度末までに設置事業完了報告書を提出できること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一律5万円 ・ 一世帯につき1回限り
問合せ先	環境部 環境生活課 TEL 054-662-0571

◎ 焼津市住宅用新エネルギー機器設置事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住する（又は居住を予定する）住宅に家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）を設置し、市税を完納している方 ・ 国補助金の交付申請をした方 ・ 当該年度の補助金交付決定通知後に対象の工事を着工し、当該年度末までに設置事業完了報告書を提出できること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国補助金の補助対象経費から国の補助金を差し引いた額の8分の1に相当する額（上限16万円） ・ 一世帯につき1回限り
問合せ先	環境部 環境生活課 TEL 054-662-0571

◎ 焼津市生け垣づくり補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住又は住宅用地を有する個人で、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣を設置する方 ・ 建築後退線より宅地側に設けること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生け垣設置に掛かる樹木購入・工事費用の1/2以内（上限5万円、ただし道路沿いで既存のブロック塀等を壊して生け垣につくり替える場合は上限10万円） ・ 一戸につき1回限り
問合せ先	都市政策部 公園・地籍課 TEL 054-626-2165

◎ 焼津市浄化槽設置補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業計画区域と地域し尿処理施設の処理区域を除く区域で、自分が住むための住宅（小規模店舗併用住宅を含む。）を建築、購入、又は既に所有し、浄化槽（合併処理型）を設置しようとする方 ・ 対象浄化槽 10人槽以下とし、1世帯1基
補助額等	1基当たりの限度額 10人槽まで 30万円 （単独浄化槽から設置替えする場合は44万6千円）
問合せ先	環境部 廃棄物対策課 環境管理センター TEL 054-628-7408

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険法の規定による住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 介護保険課 TEL 054-626-1159

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記へお問合せください
問合せ先	健康福祉部 地域福祉課 TEL 054-626-1127

◎ 焼津市家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	1世帯当たり家具等3台まで無償で固定作業を実施 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業耐震補強工事 実施世帯については家具等6台まで無償で固定作業を実施 ※ 冷蔵庫、テレビは、一部自己負担あり
問合せ先	防災部 地域防災課 TEL 054-623-2554

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。 詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 地域福祉課 TEL 054-626-1127

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 事業に要する経費と基準額^{※1}を比較して、いずれか少ない額の2/3以内 高齢者世帯等^{※2} 事業に要する経費と基準額^{※1}を比較して、いずれか少ない額 <p>※1 基準額 わが家の専門家診断実施済 一般世帯96,000円/戸 高年齢者世帯144,000円/戸 わが家の専門家診断未実施 一般世帯102,000円/戸 高年齢者世帯154,000円/戸</p> <p>※2 高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと市長が認めるものが同居する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者のみで構成する世帯 障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が同居する世帯 介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が同居する世帯
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る)
補助額等	<p>70万円/戸まで(高齢者世帯等[※]の場合は、90万円/戸まで)</p> <p>※①工事期間中にPR看板の設置 ②工事期間中又は工事完了後に見学会を実施、若しくは耐震補強工事をしたきっかけ文書の提出のいずれか</p> <p>上記①又は②を実施しない場合は補助額が30万円下がります</p> <p>※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと市長が認めるものが同居する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者のみで構成する世帯 障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が同居する世帯 介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が同居する世帯
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市ブロック塀等撤去事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時において倒壊等の危険があるもの 基礎を除いた高さが60cmを超えるもの 基礎を除いたブロック塀等の部分を全て撤去するもの
補助額等	実際の撤去費用と基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額で道路沿い等は2/3以内、隣地境は1/2以内(限度額14万円/1敷地) ※隣地境は道路沿いの塀等と合せて撤去する場合に限る
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 住宅・建築物アスベスト改修事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 含有調査 アスベストが吹付られている恐れがある建築物 除去等工事 吹付アスベスト・吹付ロックウールの除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事
補助額等	含有調査にかかる事業費 25万円/棟を上限 除去等工事にかかる事業費の2/3以内、120万円を上限
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 住宅耐震化相談支援事業

利用の条件	わが家の専門家診断事業による耐震診断を実施済みで耐震補強工事（建替え）に至っていない木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震補強相談士等）による無料の耐震改修等に関する相談を実施
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ かけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 80.2万円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 59.7万円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（ " " ） 土地取得費補助 206万円（ " " ）
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市建築物耐震診断事業

利用の条件	木造住宅以外で昭和56年5月31日以前に建築（着工）された建築物
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市家具等転倒防止器具取付サービス事業（再掲、174ページ参照）

◎ 焼津市耐震シェルター整備事業

補助額等	65歳以上の高齢者のみが居住する階数が2以下の住宅で、次のいずれかにあてはまること ・昭和56年5月31日以前に建築（着工）された木造住宅 ・一般耐震診断における総合評価で構造評点が1.0未満の木造住宅
補助額等	補助対象経費の1/2以内（限度額125,000円）
問合せ先	防災部 地域防災課 TEL 054-623-2554

◎ 焼津市住宅・建築物耐震改修等事業

利用の条件	・対象区域は、密集住宅市街地である「本町～小川新町周辺地区」「石津～田尻北周辺地区」 ・昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると診断され、市が地震に対して安全な構造となるように指導又は勧告を行った住宅 ・地震の際の避難通路や緊急車輛の進入路となる道路（建築基準法第42条に定めるもの）に沿って建てられている住宅
補助額等	①耐震補強計画（鉄筋コンクリート・鉄骨造などの住宅） 補強計画費の2/3以内で上限30万円 ②耐震補強工事（鉄筋コンクリート・鉄骨造などの住宅） 耐震補強工事費の23%以内で上限40万円（共同住宅は20万円/戸）高齢者等が居住する住宅については上限90万円 ③建替工事及び除却工事（全ての構造における住宅） 事業に要する経費と基準額に基づいて算出した額と比較していずれか少ない額の23%以内で上限40万円（共同住宅は20万円/戸）
問合せ先	都市政策部 建築指導課 TEL 054-626-2169

◎ 焼津市木造住宅解体費助成事業

利用の条件	<p>次のすべてにあてはまる木造住宅</p> <p>① 昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅</p> <p>② 焼津市内の緊急輸送路※沿道に建築されており、住宅のいずれかの高さが、当該部分から前面緊急輸送路までの水平距離に、幅員の1/2を加えたものを超えるもの（緊急輸送路道路幅員の中心から引いた45度の斜線に掛かる部分がある住宅）</p> <p>③ 耐震診断の結果が上部構造評点0.7未満で、市が「地震に対して安全な構造とするよう」指導又は勧告したもの</p> <p>※ 緊急輸送路：焼津市地域防災計画で位置付けられた緊急輸送路</p>									
補助額等	<p>見積金額の1/2と基準額※のいずれか少ない額で上限400,000円</p> <p>※ 基準額</p> <table border="0"> <tr> <td>①耐震評点</td> <td>0.3未満</td> <td>23,000円/㎡×2/3</td> </tr> <tr> <td>②耐震評点</td> <td>0.3～0.5未満</td> <td>19,000円/㎡×2/3</td> </tr> <tr> <td>③耐震評点</td> <td>0.5～0.7未満</td> <td>14,000円/㎡×2/3</td> </tr> </table>	①耐震評点	0.3未満	23,000円/㎡×2/3	②耐震評点	0.3～0.5未満	19,000円/㎡×2/3	③耐震評点	0.5～0.7未満	14,000円/㎡×2/3
①耐震評点	0.3未満	23,000円/㎡×2/3								
②耐震評点	0.3～0.5未満	19,000円/㎡×2/3								
③耐震評点	0.5～0.7未満	14,000円/㎡×2/3								
問合せ先	都市政策部 建築指導課 Tel 054-626-2169									

◎ 焼津市感震ブレーカー等設置推進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住宅を所有し、または居住している個人（ただし、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。） ・ 市内に住宅（ただし、戸建に限る。）を新築予定の個人 ・ 設置する器具は分電盤タイプで、（一社）日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するもの。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置費用の2/3（上限5万円・千円未満切り捨て） ・ 新築住宅は一律1万円
問合せ先	防災部 地域防災課 Tel 054-623-2554



藤枝市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 藤枝市勤労者住宅建設資金貸付制度 リフォームにも利用可

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自己の住宅を建設、購入、増改築又は宅地購入する勤労者の方（ただし、宅地購入のときは、市内に1年以上居住又は勤務していること。） ・ 市税完納者、年間給与所得1,000万円以下 ・ 住宅の床面積40㎡～280㎡ ・ 宅地購入300㎡以下で5年以内に建築 		
融資限度額	1,200万円		
融資利率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年0.65%（5年返済） ・ 年0.75%（10年以上返済の当初10年間、11年目以降は労金の金利） 		
返済期間	40年以内		
申込窓口	労働金庫藤枝支店	TEL	054-636-8800
問合せ先	産業振興部 商業観光課	TEL	054-643-3078

◎ 藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金

利用の条件	<p>優良田園住宅の建設を促進する区域内において、以下の要件を満たす住宅を建設または購入する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地面積300㎡以上 ②建ぺい率の最高限度：3/10 ③容積率の最高限度：5/10 ④一戸建ての専用住宅 ⑤階数の最高限度は3階、建築物の高さの最高限度は10m ⑥その他「藤枝市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」の内容を満たすこと <p>※対象エリアは、寺島・助宗・本郷・西方・北方地区内の一部</p>
補助額等	<p>新築住宅を建設・購入と移転に要する経費（補助対象経費の1/2以内で、最大150万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内から移住し中学生以下の子を有する世帯は上限50万円 ②市外から移住する世帯は上限100万円 ③市外から移住し中学生以下の子を有する世帯は上限150万円
問合せ先	産業振興部 商業観光局 中山間地域活性化推進課 TEL 054-639-0120

② 住宅をリフォームしたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 藤枝市省エネルギー住宅整備費補助金 (省エネルギーリフォーム補助金)

<p>利用の条件</p>	<p>次のすべてに該当し、設備の設置に係る経費が100万円を超える方。</p> <p>① 市内の住宅 (併用住宅も可) に次の製品を使用して改修を行う方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能建材 (ガラス・窓・断熱材) ・ 高効率空調設備 (高効率エアコン、パネルラジエーター、温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システム) ・ 高効率給湯設備 (エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、ハイブリッド給湯機) <p>② 次の平成30年度国補助金の交付確定を平成31年3月29日までに受ける方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業 (環境共創イニシアチブ) ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業 (環境共創イニシアチブ) ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 (すまいづくり・まちづくりセンター連合会) ・ 地域型住宅グリーン化事業 (うち高度省エネ型) (環境共生住宅推進協議会) <p>※ () は執行団体</p> <p>③ 「もったいないエコファミリー宣言」をしている方 (申込時に提出でも可)</p>
<p>補助金額等</p>	<p>一律10万円</p> <p>家庭用蓄電池を設置した者は、次の金額を加算する。補助対象経費から国補助金を引いた金額の1/10 (千円未満切り捨て) で上限10万円</p>
<p>問合せ先</p>	<p>環境水道部 環境政策課 TEL 054-643-3183</p>

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業 (新築住宅移転事業)

<p>利用の条件</p>	<p>新築住宅に居住を希望する市外に居住する子育てファミリーであって、次の全てに該当する者</p> <p>[子育てファミリー] 中学生以下の子又は妊娠している者がいる世帯をいう</p> <p>[新築住宅] 人の居住の用に供したことがない一戸建て住宅 (建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)</p> <p>① 納付すべき市税を滞納していない者</p> <p>② 藤枝市優良田園住宅移住促進事業費又は藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者、又は受ける予定のある者を除く</p>
<p>補助額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費：新築住宅への移転 (引越し費用に限る) に要する経費 ・ 補助率：対象経費の1/2以内 (限度額50万円)
<p>問合せ先</p>	<p>都市建設部 空き家対策室 TEL 054-643-3481</p>

◎ 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業（新築住宅取得事業）

利用の条件	<p>市外に居住する子育てファミリー又は、市内の賃貸住宅に居住する子育てファミリーであって新築住宅を建築又は購入する者で、次の全てに該当する者</p> <p>※子育てファミリー及び新築住宅の定義は移転事業と同じ</p> <p>① 金融機関から購入融資を受けて新築住宅の建築又は購入をする者</p> <p>② 納付すべき市税を滞納していない者</p> <p>③ 移住レポートを提出できる者（申請時点で市外に居住する者に限る）</p> <p>④ 藤枝市優良田園住宅移住促進事業費又は藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者、又は受ける予定のある者を除く</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費：金融機関から購入融資を受けて新築住宅の建築又は購入に要する経費 ・ 補助率：対象経費の1/2以内 市外：限度額50万円 市内：限度額30万円
問合せ先	都市建設部 空き家対策室 Tel 054-643-3481

◎ 藤枝市空き家活用・流通促進事業（移転事業）

利用の条件	<p>市外に居住する世帯（子育てファミリー、一般世帯）であって空き家に居住を希望する者で、次の全てに該当する者</p> <p>[子育てファミリー]中学生以下の子又は妊娠している者がいる世帯をいう</p> <p>[空き家]個人が自己の居住を目的として建築した住宅のうち、人が現に居住していない一戸建ての住宅又は居住しなくなる予定の一戸建ての住宅をいう。ただし、当該一戸建ての住宅に居住することについて都市計画法その他の法令に違反しないものに限る（昭和56年5月31日以前に建築された建築物については、耐震補強工事を行う必要あり）</p> <p>① 納付すべき市税を滞納していない者</p> <p>② 藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者又は受ける予定のある者を除く</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費：空き家への移転（引越し費用、仲介手数料に限る）に要する経費 ・ 補助率：対象経費の1/2以内 市外に居住する世帯：限度額50万円
問合せ先	都市建設部 空き家対策室 Tel 054-643-3481

◎ 藤枝市空き家活用・流通促進事業（改修事業）

利用の条件	<p>市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーが入居するため、又は、空き家の所有者が市外に居住する世帯又は市内に居住する子育てファミリーを入居させるために空き家を改修する場合で次の全てに該当する者</p> <p>※子育てファミリー及び空き家の定義は移転事業と同じ</p> <p>① 納付すべき市税を滞納していない者</p> <p>② 空き家リノベーションレポートを提出できる者</p> <p>③ 藤枝市中山間地域活性化推進事業費を受けた者又は受ける予定のある者を除く</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象経費：空き家の改修（外構除く）に要する経費 ・ 補助率：対象経費の1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> 市外の子育てファミリー：限度額50万円 市外の一般世帯：限度額30万円 市内の子育てファミリー：限度額30万円
問合せ先	都市建設部 空き家対策室 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市空き家解体・除却事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に空き家を所有する者又はその相続人 ・ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は工事中であった建築物で、建築基準法等の勧告又は指導を受けた現に人が居住していない住宅又は居住しなくなる予定の住宅
補助額等	<p>対象経費：空き家の除却工事に要する費用</p> <p>補助率：対象経費の23%以内で限度額30万円</p> <p>※平成32年度までに補助を受けた空き家が所在する土地（空き家の除却時点で住宅用地特例を受けている場合に限る）の土地の固定資産税等の税額について80%を減免する（3年間に限る）</p>
問合せ先	都市建設部 空き家対策室 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市中山間地域活性化推進事業費補助金（空き家改修補助分）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を借りる者または購入する者で、次のすべてに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯員に65歳未満の者が含まれる者 ②世帯員が二人以上である者 ③今後10年以上定住（住所を定めること。）する見込みのある者 ④空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは3親等以内の親族でない者 ⑤納付すべき市税を滞納していない者 ・ 藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を貸す者で、次のすべてに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①今後10年以上賃貸物件として利用する者 ②納付すべき市税を滞納していない者 <p>※「藤枝市空き家バンク」の対象エリアは瀬戸谷・稲葉・葉梨・朝比奈地域のうち市街化区域を除いた地域のみとなります。</p>
補助額等	住宅の改修工事費用及び契約媒介手数料の1/2以内（限度額30万円） ※但し、中学生以下の子供が同居する場合は限度額50万円）
問合せ先	産業振興部 商業観光局 中山間地域活性化推進課 Tel 054-639-0120

◎ 藤枝市中山間地域活性化推進事業費補助金（移転事業分）

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤枝市空き家バンク制度を利用し、空き家を借りる者または購入する者で、次のすべてに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯員に65歳未満の者が含まれる者 ②市外に在住している者 ③世帯員が二人以上である者 ④今後10年以上定住（住所を定めること。）する見込みのある者 ⑤空き家登録者と生計を一にしていない者若しくは3親等以内の親族でない者 ⑥納付すべき市税を滞納していない者 <p>※「藤枝市空き家バンク」の対象エリアは瀬戸谷・稲葉・葉梨・朝比奈地域のうち市街化区域を除いた地域のみとなります。</p>
補助額等	住宅への移転費用の1/2以内（限度額50万円）
問合せ先	産業振興部 商業観光局 中山間地域活性化推進課 Tel 054-639-0120

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 藤枝市生垣づくり補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に居住する個人の方 ・ 住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに設けるもの ・ 延長2m以上、外部から目視できる樹木の高さ80cm以上、樹木数が延長1m当たり2本以上のもの（イブキ類、ビャクシン類は対象外）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木購入費の2/3以内（限度額8万円） ・ ブロック塀等を生垣に替える場合は、撤去費の1/2以内を加算（限度額6万円）
問合せ先	都市建設部 花と緑の課 Tel 054-643-3487

◎ 藤枝市浄化槽設置補助

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の住宅（併用住宅を含む。）用の浄化槽を設置する方 ・ 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設及び集中浄化槽処理施設の処理区域外の方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設 20万円 ・ 既設単独処理浄化槽からの転換 60万円
問合せ先	環境水道部 下水道課 TEL 054-644-8186

◎ 藤枝市直接投入型ディスポーザ設置補助

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道の使用者又は使用予定者で補助対象となるディスポーザを設置する方 ・ 自ら住宅を所有し居住する方 ・ 上水道料金及び下水道使用料を滞納していない方 ・ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していない方
補助額等	設置費用の1/2又は50,000円のいずれか少ない額
問合せ先	環境水道部 下水道課 TEL 054-644-8184

◎ 藤枝市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道や農業集落排水が使える処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者である個人の方 ・ 市税、下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金、上水道料金を完納している方 ・ 対象工事は、処理区域内において公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続するために行う次のいずれかの工事 <ol style="list-style-type: none"> ① 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事 ② 既設のし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する工事 ③ 下水道法第10条第1項の排水設備を改造する工事 ※家屋の新築に伴って行われる工事は除く。
融資額	1戸につき5万円以上100万円以内（1万円単位）
融資利率等	無利子（金融機関への利子は市が全額負担）
返済期間	12か月・24か月・36か月・48か月・60か月のいずれか
問合せ先	環境水道部 下水道課 TEL 054-644-1181

◎ 藤枝市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

利用の条件	<p>次のすべてに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市内の既築住宅（併用住宅も可）に10kw未満の太陽光発電システムを設置する方で、着工前に市へ事前申込する方 ② 「もったいないエコファミリー宣言」をしている方（申込時に提出でも可）
補助額等	1kW当たり1万円（上限4万円 千円未満切り捨て）
問合せ先	環境水道部 環境政策課 TEL 054-643-3183

◎ 藤枝市新エネルギー機器等設置費補助金

利用の条件	次のすべてに該当すること ① 市内の住宅（併用住宅も可）に次の新エネルギー機器等を設置する方（貸与は除く）で、着工前に市へ事前申込する方 ・強制循環型太陽熱利用設備 ・家庭用燃料電池 ② 次の国・県補助金の交付決定（確定）を平成31年3月29日までに受ける方 ・強制循環型太陽熱利用設備：県（静岡県地球温暖化防止活動推進センター）の平成30年度補助金 ・家庭用燃料電池：国（燃料電池普及促進協会）の平成30年度補助金 ③ 「もったいないエコファミリー宣言」をしている方（申込時に提出でも可）
補助額等	・強制循環型太陽熱利用設備：補助対象経費から県補助金を引いた金額の1/10（千円未満切り捨て）で上限5万円 ・家庭用燃料電池：補助対象経費から国補助金を引いた額の10分の1あるいは国補助金額のうち低い金額（千円未満切り捨て）で、上限6万円
問合せ先	環境水道部 環境政策課 Tel 054-643-3183

⑤ 子育て世代の方

◎ 藤枝市子育てファミリー移住促進事業（新築住宅移転費助成）（再掲、179ページ参照）

◎ 藤枝市子育てファミリー移住促進事業（新築住宅取得費助成）（再掲、180ページ参照）

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	健康福祉部 介護福祉課 Tel 054-643-3144

◎ 藤枝市重度障害者・児等日常生活用具給付事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記にお問合せください
問合せ先	健康福祉部 自立支援課 Tel 054-643-3294

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	健康福祉部 自立支援課 Tel 054-643-3161

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市既存建築物耐震性向上事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、又は建築中であった建築物の耐震診断(木造住宅にあつては耐震補強計画を含む)
補助額等	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の2/3以内(65歳以上の高齢者のみの世帯や身障者等同居世帯については10/10)(限度額あり)
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市木造住宅耐震補強事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、又は建築中であった木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強を行った後、耐震評点が1.0以上となる耐震補強工事(ただし、0.3以上耐震評点が上がる耐震補強工事に限る。)
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般世帯・借家 : 40万円(55万円※3) ・ 中学生以下世帯※1 : 70万円(85万円※3) ・ 高齢者等世帯※2 : 80万円(95万円※3) <p>※1 中学生以下の子が居住する世帯 ※2 65歳以上の方だけの世帯若しくは、身体障害程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者の方、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯 ※3 耐震補強のPR(①かつ②～④のいずれか)を行う住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐震補強工事のPR看板設置 ②工事期間中に現場見学会を実施 ③工事完成後に完成見学会を実施 ④工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市木造住宅建替事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、又は建築中であった居住している木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものを全て除却し、その敷地に継続して居住するための住宅の建設
補助額等	<p>除却及び住宅の建設に要する費用の23%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般世帯 : 上限40万円(除却のみは30万円) ・ 子育て世帯/三世帯同居世帯 : 上限80万円(除却のみは30万円) <p>※子育て世帯とは中学生以下の子が同居する世帯</p>
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①撤去事業 地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等 ②改善事業 緊急輸送路、避難地、避難路に面していたり、容積率400%以上の商業地域の道路に面していて、地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去し安全なフェンス等に改善する場合
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ①撤去事業 ブロック塀等の撤去費の1/2以内(限度額6万円) ②改善事業 フェンス等への改善費の1/2以内(限度額25万円)
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ かけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ① 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ② 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」内に建っている住宅 ④ 上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	・ 建物除去費補助 80万2千円 (除却費用に対する一部補助) ・ 敷地造成費補助 59万7千円 (借入金利子に対する一部補助) ・ 建物建設費補助 457万円 () ・ 土地取得費補助 206万円 ()
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市家具転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	市内に住所を有する世帯
補助額等	・ 和ダンス・洋ダンス・食器棚・テーブル・本棚・冷蔵庫・テレビ・仏壇の転倒防止器具無料の取り付けサービス ・ 1世帯当たり5台まで
問合せ先	総務部 危機管理センター 地域防災課 TEL 054-643-2110

◎ 藤枝市耐震シェルター整備事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点1.0未満の住宅に住む世帯が木造住宅の1階に耐震シェルターを設置する場合、費用の一部を助成
補助額等	上限35万円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市防災ベッド整備事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点1.0未満の住宅に住む世帯が木造住宅の1階に防災ベッドを設置する場合、費用の一部を助成
補助額等	上限25万円
問合せ先	都市建設部 建築住宅課 TEL 054-643-3481

◎ 藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業

利用の条件	・ 市内に住宅を所有し、または居住している個人 (ただし、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。) ・ 市内に住宅 (ただし戸建に限る。) を新築する予定の個人 ・ 設置する器具は、分電盤タイプで、(一社) 日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤 (JWDS0007付2) の規格で定める構造及び機能を有するもの。
補助額等	・ 設置費用の2/3 (上限5万円、千円未満切り捨て) ・ 新築住宅は、一律1万円
問合せ先	総務部 危機管理センター 地域防災課 TEL 054-643-2110

⑩ 山村地域に定住する方

◎ 山村定住資金（リフォーム）

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く ・年間所得500万円以上の方 ・法人組織の方 ・従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、 富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 Tel 054-221-2629

牧之原市の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに市内に住宅を取得した40歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ夫婦等に対し、奨励金を交付。 ・新たに住宅を建築または購入したものであること。 ・住宅が共有である場合、それぞれ夫婦の持分の合計が2分の1以上であること。 ・住宅の延べ床面積が50㎡以上であり、玄関、居室、台所、便所および浴室を備えていること。 ・住宅の取得価格の合計額が300万円以上であること。 ・対象住宅に引き続き10年以上居住すること。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本額 30万円 ・加算額 ①同居する中学生以下の子がいる場合、1人につき10万円加算。 ②住宅の用に供するために新たに土地を200万円以上で購入した場合30万円加算。 ③市内事業者にて新規登録の自家用自動車を同時に購入した場合、30万円加算。 ④市内事業者にて対象住宅を建築した場合、30万円加算。 ※③④はいずれかを選択
問合せ先	企画政策部 情報交流課 TEL 0548-23-0040

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業

利用の条件	<p>空き家・空き地バンクを利用して、市外から移住する方に、空き家のリフォームや残置物の処理費用を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年、牧之原市内へ住所を置いたことがないもの。 ・5年以上市内に居住する見込みであること。 ・市内の施工業者または移住者自らが行うものであること。 <p>※「空き家・空き地バンク」とは市内の空き家、空き地の物件情報を提供するしくみ</p> <p>※利用にあたっては、事前協議が必要。</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事 対象経費の2分の1以内（最大30万円） ・残置物処理 対象経費に掛かる費用実費（最大5万円）
問合せ先	企画政策部 情報交流課 TEL 0548-23-0040

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

- ◎ 牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業（再掲、188ページ参照）
- ◎ 牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業（再掲、188ページ参照）
- ◎ 牧之原市結婚新生活支援助成金交付事業

利用の条件	平成30年1月1日から平成31年3月31日の間までに婚姻届を提出し、夫婦の所得の合計が340万円未満の世帯に対して住居に関する初期費用（住居の購入または賃貸借などの住居費と引越し費用の合計額）を助成。
補助額等	一世帯につき30万円を限度とする。
問合せ先	企画政策部 情報交流課 TEL 0548-23-0040

- ◎ 牧之原市しあわせ新婚さん家賃助成金

利用の条件	平成29年4月1日から平成31年3月31日の間までに婚姻届を提出し、市内のアパートなどに居住する者
補助額等	家賃月額45,000円以上の賃貸住宅に居住している場合、月額45,000円を超えた部分について10,000円を上限として、24ヶ月間助成。（住宅手当が支給されている場合、家賃月額から住宅手当の額を除く）
問合せ先	企画政策部 情報交流課 TEL 0548-23-0040

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

- ◎ 自然エネルギー利用推進事業

利用の条件	市内に居住または居住の予定があり、住宅に自然循環型太陽熱温水器、強制循環型太陽熱利用システムを設置する者。
補助額等	・ 自然循環型太陽熱温水器 一基当たり15,000円 ・ 強制循環型太陽熱利用システム 一基当たり30,000円
問合せ先	市民生活部 環境課 TEL 0548-53-2609

- ◎ 牧之原市生垣づくり補助金

利用の条件	・ 住宅用地の周囲の全部又は一部に設けるもので、生垣が公道に面していて、外部から見えること。 ・ 生垣の延長が5m以上あること。 ・ 樹木の数が延長1m当たり2本以上あること。 ・ 樹木の高さが外部から見て1m以上あること。
補助額等	・ 生垣の設置に要する経費のうち、延長1mにつき3千円とし、5万円を限度とする（1m当りの経費が3千円に満たない場合、1m当りの補助金の額は当該実費額とする。）。 ・ 1回限り
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

- ◎ 牧之原市浄化槽設置事業

利用の条件	住宅（居住の用に供する建築物）、店舗併用住宅
補助額等	・ 5人槽19万9千円 ・ 7人槽24万8千円 ・ 10人槽32万8千円 ※ 建築確認を伴う増改築をしない場合、単独浄化槽からの設置替については、上乗せ補助あり。 ※ 補助は一世帯一基とする。
その他	牧之原市笠名地区は、原則、農業集落排水処理施設の利用となります。
問合せ先	市民生活部 環境課 TEL 0548-53-2609

⑤ 子育て世代の方

- ◎ 牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業（再掲、188ページ参照）

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

- ◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	福祉こども部 高齢者福祉課 TEL 0548-23-0076

- ◎ 障害児（者）日常生活用具給付事業

利用の条件	下肢・体幹・運動機能障害3級以上・視覚障害者2級以上の身体障害者手帳所持者及び同程度の難病患者で改修工事を必要とする方
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限20万円まで ・ 一割自己負担（低所得者自己負担なし）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の住宅改修を受けられる場合は介護保険制度を優先 ・ 適用となる改修の内容（手すりの取り付け、段差の解消・洋式便器への便器の取替え、引き戸等への扉の取替え等） ・ 給付券による現物給付
問合せ先	福祉こども部 社会福祉課 TEL 0548-23-0072

- ◎ 牧之原市家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯 ・ 家の中にあるタンス、テレビ、食器棚、冷蔵庫等 ・ 対象となる家具等は、1世帯当たり5台まで
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定に必要な器具の取付作業に要する費用は、市が負担する ・ 転倒防止に使用する器具は、申請者が負担する
補助率等	1台 4,000円
その他	家具等の転倒防止器具取付作業は、牧之原市が委託する榛南建築工業組合に所属する組合員が実施し、器具等の代金は申請者が組合員に直接支払う。
問合せ先	総務部 防災課 TEL 0548-23-0056

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

- ◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	福祉こども部 社会福祉課 TEL 0548-23-0078

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 牧之原市わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 牧之原市木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	事業に要する経費と基準額 [*] とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内 ただし、高齢者のみ世帯については、基準額 [*] 以内 [*] 基準額 ①わが家の専門家診断実施済の場合 144,000円 ②わが家の専門家診断未実施の場合 154,000円
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 牧之原市木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築（着工）された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事（ただし、総合評点が0.3以上上がる工事に限る。）
補助額等	60万円/戸まで（高齢者等の割増しがある場合は80万円/戸まで） ただし、次の必須条件に加え、選択条件①から③のうちいずれか一つ以上を実施した場合は、補助金額の上限が15万円上乗せされる。 ・必須条件 工事期間中「耐震補強PR看板」を設置 ・選択条件 ①工事期間中に現場見学会を開催 ②工事完成後に完成見学会を開催 ③工事完成後に「工事を実施するきっかけ、工事を終えた感想を記載した文書および耐震補強後の住宅の写真」を市に提出
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 牧之原市ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	・基礎を除いて4段以上または80cm以上の高さのブロック塀の撤去 ・緊急輸送路沿い等に面したブロック塀の改善
補助額等	・撤去10万円 ・改善25万円（上限）
補助率等	・撤去 見積額とブロック塀の延長に1m当たり8,900円を乗じた額と比較して、いずれか少ない額の1/2以内、かつ1敷地につき10万円を限度とする。 ・改善 見積額とブロック塀の延長に1m当たり38,400円を乗じた額と比較して、いずれか少ない額の1/2以内、かつ1敷地につき25万円を限度とする。
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 建築物等耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日に工事中であった建築物の耐震診断
補助額等	耐震診断に要する経費×2/3又は、以下のいずれか少ない額 ・一戸建ての非木造住宅の場合 13万円×2/3 ・一戸建て以外の非木造住宅及び建築物の場合 延べ面積1,000㎡以内の部分の面積×2,000円 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分の面積×1,500円 延べ面積2,000㎡を超える部分の面積×1,000円 の合計額の2/3
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 非木造住宅耐震補強事業・建築物耐震補強事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築（着工）されたマンション及び既存建築物の所有者等が耐震改修促進法の認定を受けて行う事業又は建築基準法の規定に基づく全体計画の認定を受けて耐震化を行う改修工事であること。 ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所等）や災害時に多数の者に危険が及ぶ恐れのある建築物及びマンション ・ 敷地面積 おおむね500㎡以上 ・ 原則として、3階以上で延べ面積1,000㎡（幼稚園、保育園にあっては500㎡）以上であり、耐火建築物又は準耐火建築物であること。
補助額等	耐震補強に要する経費×0.23×2/3又は、以下のいずれか少ない額 ①免震工法-延べ床面積× 80,000円×0.23×2/3 ②他の工法-延べ床面積× 47,300円×0.23×2/3
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 牧之原市がけ地近接等危険住宅移転事業

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建築された住宅 ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている住宅
補助額等	建物除去費補助 80万2千円（除去費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（ ） 建物建設費補助 206万円（ ） ただし、建物除去費補助を除く他の借入金利子に対する補助金については、移転先が市内の場合のみ補助対象とする。
問合せ先	建設部 都市計画課 TEL 0548-53-2633

◎ 家庭内の家具等転倒防止器具取付サービス事業（再掲、190ページ参照）

◎ 牧之原市防災ベッド普及事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月以前に建築した旧建築基準の木造住宅 ・ 静岡県の実施する木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0わが家の専門家診断」による総合評点が1.0未満のもの
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ベッドの購入に要する費用は、1/2以内（1,000円未満端数切捨て）10万円を限度とする ・ 防災ベッドのフレームの購入に要する費用は、1/2以内（1,000円未満端数切捨て）10万円を限度とする ・ 介護用ベッド改良型防災ベッドのフレームの購入に要する費用は、1/2以内（1,000円未満端数切捨て）4万1千円を限度とする
その他	補助の対象となる防災ベッドとは、平成14年度に静岡県が開発したものをいう
問合せ先	総務部 防災課 TEL 0548-23-0056

◎ 牧之原市耐震シェルター整備事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断における評点が1.0未満であると判定された住宅 ・ 対象となる住宅の所有者又はその住宅に居住する者で、市民である者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の1/2以内（1,000円未満端数切捨て）25万円を限度とする ・ 平成28年度から平成30年度については、補助対象経費の3/4以内（1,000円未満端数切捨て）25万円を限度とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震シェルターとは、住宅内に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に安全な空間を確保することができるもの ・ 補助対象経費は、耐震シェルターの購入費、設置費（設置のための床下工事を含む）及び運搬費とする
問合せ先	総務部 防災課 TEL 0548-23-0056

◎ 牧之原市感震ブレイカー等設置事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住宅を所有し、又は居住している個人（ただし、賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る） ・ 市内に戸建住宅を新築する個人 ・ 設置する器具は、（一社）日本配線システム工業会が定める規格の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の構造及び機能を有するもの
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入及び設置工事に要する経費の2/3以内（1,000円未満端数切捨て）5万円を限度とする ・ 新築住宅は、一律1万円
問合せ先	総務部 防災課 TEL 0548-23-0056

◎ 牧之原市飲料水タンク設置普及事業

利用の条件	地震災害発生時において、非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽等を設置する者
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水タンクの購入に要する費用（水道事業管理者が認めるもの）は、1/2以内（1,000円未満端数切捨て）15万円を限度とする ・ 貯水能力を有する機器で、特に水道事業管理者が設置を認めるものの購入に要する費用は、1/2以内（1,000円未満端数切捨て）15万円を限度とする
その他	補助の対象となる経費は、非常用飲料水タンク本体及びその付属品で、送料、取付費、申請費等は含まない
問合せ先	総務部 防災課 TEL 0548-23-0056

吉田町の制度

① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 吉田町若年世帯新築住宅取得応援補助金

利用の条件	【対象住宅】 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに新築され、人がまだ居住していない一戸建ての住宅を取得していること ・平成30年1月1日以後に建築基準法の規定による検査が完了していること（住宅を新築する場合） ・平成30年1月1日以後に建物売買契約を締結していること（住宅を購入する場合） ・居住部分の床面積が50㎡以上であること（併用住宅は、居住部分の割合が1/4以上） ・居室、玄関、台所、浴室、トイレの設備が備わっていること 【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅に10年以上居住すること ・対象住宅に居住する45歳以下の夫婦の一方又は中学3年生以下の子の保護者であること ・持ち分が1/2以上であり、かつ、取得価格の500万円以上を負担していること（対象住宅の所有権を共有している場合） ・吉田町新婚生活応援補助金による対象住宅の取得に係る補助金の交付を受けていないこと ・交付申請時において、町に納付すべき税金及び料金等を滞納していないこと
	補助額等 問合せ先

◎ 吉田町新婚生活応援補助金

利用の条件	【対象となる夫婦】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月1日～平成31年3月31日の間に結婚した夫婦 ・平成30年1月1日～平成31年3月31日の間に、結婚に伴い新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをした夫婦 ・補助金交付申請時に双方又はどちらか一方が当該住宅に居住している夫婦 ・結婚した時点において双方が34歳以下である夫婦 ・平成29年分の所得の合計額が340万円未満である夫婦 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない夫婦 ・過去にこの補助金の交付を受けたことがない夫婦 ・町税や料金を滞納していない夫婦 【対象となる費用】 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得費用：結婚に伴い新たに取得する住宅の購入費 ・住宅賃借費用：結婚に伴い新たに賃借する住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 ・引越し費用：引越し業者又は運送業者に支払った費用
	補助額等 問合せ先

④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 吉田町住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金

利用の条件	町内に現に居住し、又は居住する予定の住宅に太陽光発電システム・蓄電池システムを設置する方
補助額等	太陽光発電システム 20,000円、蓄電池システム 100,000円（一律）
問合せ先	都市環境課 環境部門 TEL 0548-33-2102

◎ 吉田町生け垣づくり事業補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用地又は事業場用地（500㎡以下）周囲の全部又は一部に新設する生け垣等で、建築基準法に規定する道路に3m以上面するもの 樹高（外部から眺望できる部分）がおおむね1m以上、樹木数が延長1m当たり2本以上（その他の要件あり。）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> 経費が3万円以下の場合は、全額 経費が3万円を超える場合は、3万円と3万円を超える金額の1/2を合算した額（限度額5万円）
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 TEL 0548-33-2161

◎ 吉田町浄化槽設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業計画区域以外の地域及び公共下水道事業計画区域内のうち町長が特に必要と認める地域 住宅を建設若しくは購入し、又は既に所有する方であって、浄化槽を設置する方 既設の住宅用し尿浄化槽（みなし浄化槽）又は汲み取り式便所を浄化槽に設置替えする方 10人槽以下で、1家庭1基（その他の要件あり。）
補助額等	5人槽 332,000円、7人槽 414,000円、10人槽 548,000円（限度額）
問合せ先	上下水道課 下水道業務部門 TEL 0548-33-1100

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険法の規定による住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	福祉課 介護保険部門 TEL 0548-33-2106

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記へお問合せください
問合せ先	福祉課 社会福祉部門 TEL 0548-33-2104

◎ 吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	町内に住所を有する65歳以上のみの世帯
補助額等	大工の作業費用を町が負担（静岡県榛南建築工業組合所属の大工さんに依頼） ※1世帯当たり5台まで ※器具などの代金は、自己負担
問合せ先	防災課 防災部門 TEL 0548-33-2164

◎ 吉田町防災ベッド等・耐震シェルター設置事業

利用の条件	耐震診断により倒壊の可能性が高い（評点1.0未満）と判断された町内の住宅。
補助額等	耐震シェルター又は防災ベッドの購入費、運搬費及び設置費 ※1人につき1台 ※防災ベッド等設置に対し最大20万円 ※耐震シェルター設置に対し最大30万円
問合せ先	防災課 防災部門 TEL 0548-33-2164

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。 詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	吉田町役場福祉課 TEL 0548-33-2104 中部健康福祉センター TEL 054-644-9274
問合せ先	中部健康福祉センター TEL 054-644-9274

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 TEL 0548-33-2161

◎ 吉田町既存建築物耐震診断事業

利用の条件	・昭和56年5月31日以前に建築された建築物、及び同日において工事中であった建築物 ・木造一戸建住宅については、事前に所有者が自己診断を行うこととし、その総合評点が1.5未満であった建築物
補助額等	①65歳以上の方が居住する世帯…次の額以内 図面あり 154,000円、図面なし 269,000円 ②その他の世帯…1棟当たり経費の2/3以内で次の額以内 図面あり 154,000円、図面なし 269,000円
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 TEL 0548-33-2161

◎ 吉田町木造住宅耐震補強事業

補助額等	80万円（高齢者、障害者等100万円）
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 TEL 0548-33-2161

◎ 吉田町ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	事業の執行期間は1か年とする（災害復旧事業は対象外）。
補助額等	事業費と撤去するブロック塀等の延長1mにつき8,900円を乗じて得た額とのいずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円）
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 TEL 0548-33-2161

◎ 吉田町避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業（災害復旧事業は対象外）の執行期間は1か年とする。 ・ 建築基準法第42条第2項の道路内には築造しないこと。 ・ 静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」によること。 ・ 他の塀へ転換する場合は金属製フェンス等安全な塀にすること。
補助額等	当該事業に要する経費と改善する延長1mにつき38,400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円）
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 Tel 0548-33-2161

◎ がけ地近接危険住宅移転事業

利用の条件	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	<p>建物除去費補助 80万円（除却費用に対する一部補助）</p> <p>敷地造成費補助 59万円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>建物建設費補助 457万円（ " " ）</p> <p>土地取得費補助 206万円（ " " ）</p>
問合せ先	都市環境課 都市計画部門 Tel 0548-33-2161

川根本町の制度

② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅リフォーム補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川根本町に住民登録がなされている者 ・ 事業完了日までに川根本町に住民登録がなされている者 ・ 工事請負者は、町内に住所を有し営業している事業者とする ・ 建築後10年以上経過した住宅のリフォーム工事 ・ 同一の住宅につき1回限りとする ・ 補助金は、町内で利用可能なお買い物券での支給とする ・ 詳細は、川根本町住宅リフォーム事業費補助金交付要綱による
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事費は30万円以上の工事 ・ 対象工事費の20% 補助限度額20万円（千円未満切り捨て）
問合せ先	観光商工課 TEL 0547-58-7077

③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

◎ 定住促進住宅建設事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら町内に10年以上定住するための住宅であること ・ 下記の場合は交付しない ・ 別荘、賃貸住宅、駐車場、倉庫等の定住以外のもの ・ 新築の工事費総額が600万円未満のもの ・ 併用住宅にあつては、居住部分の割合が2分の1未満のもの ・ 建築部分の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下あること ・ 申請者及び同居家族が町税などを滞納していないこと
補助額等	<p>補助限度額 30万円 ただし以下のいずれかに該当する場合はそれぞれに揚げる額を加算するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に本社又は本店の機能を持つ事業所を有する建築業者が元請している場合 30万円 ・ 主要構造の40%以上に大井川流域からの産出された木を使用している場合 30万円 ・ 申請日において、申請者に中学生以下の子供がいるとき（申請者又は申請者の配偶者が母子健康手帳の交付を受けている場合は、同様とみなす）子1人当たり50万円（3人を限度とする）
問合せ先	建設課 建設事業室 TEL 0547-56-2227

◎ 空き家改修事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川根本町「空き家バンク」に登録された物件を購入又は賃貸した者で住民登録をしている者で5年以上定住する意思のある者 ・ 町内に主たる事業所を有する事業者（個人を含む）により施工される当該物件の改修であること ・ 対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの ・ ア 内装、屋根、外壁等の機能向上に係る経費 ・ イ 台所、浴槽、便所、洗面所等の設備改善に係る経費
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の1/2 限度額 50万円 ・ 生計を一にする18歳未満の扶養親族を有する世帯にあつては、前記の補助限度額を100万円とする。
問合せ先	企画課 企画調整室 TEL 0547-56-2221

◎ 空き家バンク登録物件清掃費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家バンク物件登録において残置する家財道具の処分及び住宅の清掃を行った所有者 【所有者】 空き家バンク登録物件に係る所有権その他権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう 【家財道具の処分】 使用されず残存された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具を処分することをいう 【住宅の清掃】 住宅内の清掃、住宅の敷地内での除草、その他新たに居住していく上で支障となるものの撤去をいう ・ 詳細は川根本町空き家バンク登録物件清掃費等補助金交付要綱による
補助額等	1棟あたり補助対象経費の1/2以内とし、20万円を限度とする
問合せ先	企画課 企画調整室 Tel 0547-56-2221

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有している者で町税等を滞納していない者 ・ 自ら居住する町内の住宅(店舗併用住宅も可)に下記の機器を設置する場合、本人の申請に基づき、町の審査を経て交付する ・ 未使用品であるもの(中古品は対象外) ・ 国、財団等の補助制度に該当する製品(太陽熱温水器は(財)ベターリビングのBL商品に認定されたもの)であること
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力1kW当たり5万円を限度とし、20万円を限度とする ・ 太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器 設置に要した費用の2分の1以内で5万円を限度とする ・ 潜熱回収型給湯器(ガス・石油共) 設置に要した費用の2分の1以内で3万円を限度とする ・ ハイブリット給湯器(ヒートポンプ型及び潜熱回収型給湯器)、 (ヒートポンプ型給湯器及び太陽熱温水器) 設置に要した費用の2分の1以内で10万円を限度とする
問合せ先	くらし環境課 環境政策室 Tel 0547-56-2236

◎ 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

利用の条件	<p>下記の場合は交付しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の確認を受けずに設置する場合 ・ 借家等で賃貸人の承諾が得られない場合 ・ 他の補助事業の対象となるもの ・ 仮設、事業専用の場合 ・ 季節的に使用する住宅に設置する場合 ・ 販売目的で浄化槽付住宅を建築する場合
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽33万2千円(県費加算8万3千円 限度41万5千円) ・ 6～7人槽41万4千円(県費加算10万3千円 限度51万7千円) ・ 8～10人槽54万8千円(県費加算13万7千円 限度68万5千円)
問合せ先	くらし環境課 生活環境室 Tel 0547-56-2236

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	高齢者福祉課 長寿介護室 TEL 0547-56-2234

◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	51ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ
補助額等	補助額等（限度額と自己負担額）は、下記にお問合せください
問合せ先	健康福祉課 地域福祉室 TEL 0547-56-2224

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
申込窓口	健康福祉課 TEL 0547-56-2224 中部健康福祉センター TEL 054-644-9274
問合せ先	中部健康福祉センター TEL 054-644-9274

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 家具転倒防止器具取付サービス事業

利用の条件	町内に住所を有する世帯
補助額等	上記対象世帯で最大5か所までとし、1か所当たりの補助は、5千円を限度する
問合せ先	総務課 自治防災室 TEL 0547-56-2220

◎ 木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	当該事業に要する経費と14.4万円を比較して、いずれか少ない額の2/3以内とする ただし、65歳以上の者のみが居住する住宅については10/10
問合せ先	建設課 建設事業室 TEL 0547-56-2227

◎ 木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	わが家の専門家診断の評点結果が1.0未満である木造住宅で耐震補強工事を実施する方（補強後の耐震評点が0.3以上上がり、かつ1.0以上となる計画）
補助額等	1戸ごとに当該事業に要する経費と60万円を超えた額と比較して、いずれか少ない額とする ただし、次の住宅については当該事業に要する経費と20万円を比較していずれか少ない額とする ①高齢者のみが居住する住宅等 ②補強工事に大井川産材を使用した住宅
問合せ先	建設課 建設事業室 TEL 0547-56-2227

◎ **ブロック塀等撤去事業**

利用の条件	建築基準法上の道路に面し、道路面からの高さが80cm以上のもので地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合
補助額等	当該事業に要する経費と撤去する延長に8千円を乗じた額とを比較していずれか少ない額とする（1敷地につき10万円を限度）
問合せ先	建設課 建設事業室 TEL 0547-56-2227

◎ **耐震シェルター整備事業**

利用の条件	町内に住所を有する65歳以上の高齢者のみが居住する以下の住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階建以下 ・ 昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅 ・ 耐震診断の総合評価で構造評点が0.7未満
補助額等	耐震シェルターの購入、運搬、設置に要する経費の1/2以内 限度額 12万5千円
問合せ先	総務課 自治防災室 TEL 0547-56-2220

◎ **防災ベッド整備事業**

利用の条件	昭和56年5月31日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点1.0未満の住宅であり、木造住宅の1階に防災ベッドを設置する場合
補助額等	防災ベッドの購入、運搬、設置に要する経費の1/2以内 限度額 10万円
問合せ先	総務課 自治防災室 TEL 0547-56-2220

⑩ **山村地域に定住する方**

◎ **山村定住資金（リフォーム）**

利用の条件	山村地域に居住するおおむね20～40歳の者又は後継者を有する世帯主で、住宅の居室・浴室・便所等の改善をする方 ただし次に掲げる方は除く <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間所得500万円以上の方 ・ 法人組織の方 ・ 従業員を常時5人以上雇用する方
融資限度額	500万円
融資利率等	貸付利率1.3%（平成30年4月1日現在） （基準金利1.6%から県が0.3%利子補給する）
返済期間	15年（据置期間7年）
申込窓口	農業協同組合、静岡銀行、清水銀行、静岡中央銀行、富士宮信用金庫、富士信用金庫、沼津信用金庫、磐田信用金庫
問合せ先	静岡県経済産業部農業ビジネス課 TEL 054-221-2629